平成２３年（フ）第１８０５号
埼玉県川口市本町４丁目１番24―1002号　ワイマークラット、破産手続開始時の住所埼玉県川口市大字安行領家57番地の14
破産者　渡村　和夫
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２４号
さいたま市岩槻区本町３丁目16番２号
破産者　大谷　　章
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２７号
さいたま市大宮区上小町832番地
破産者　児島　智昭
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８３号
さいたま市北区土呂町２丁目10番地５
破産者　守屋　雅晴
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３２号
大阪府枚方市春日東町２丁目32番４号、前住所大阪府枚方市野村中町15番３号
破産者　越田　法雄
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０１６号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目27番４―602号
破産者　谷　　義昭
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５０５号
大阪市西区新町２―16―19、住民票上の住所大阪市西区立売堀３丁目４番13―1004号
破産者　濱中　和浩
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３３９号
大阪市城東区中央３丁目１番21―314号
破産者　日和屋升菊こと　谷口　晴美
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５５２号
大阪府八尾市志紀町１丁目117番地の２
破産者　安野モータースこと　安野　　満
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３２７号
大阪府茨木市上郡２丁目７番30号
破産者　工藤　正明
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３８９号
大阪市西成区天下茶屋北１丁目４番20号　メゾン花園221号、前住所大阪市西成区玉出東２丁目５番４―301号　山中泉方
破産者　津田　道廣
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４９６号
大阪市生野区中川３丁目４番21号
破産者　中川水道工業所こと　中川　智哉
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５５７号
大阪府豊能郡能勢町宿野171番地の136
破産者　小島　準市
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５５８号
大阪府豊能郡能勢町宿野171番地の136
破産者　小島　京子
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５５９号
大阪市中央区谷町５丁目１番４―403号
破産者　杉山　明博
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６３６号
大阪府東大阪市北石切町22番３号
破産者　内山　忠士
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６８６号
大阪市中央区瓦屋町１丁目７番27―206号
破産者　松尾　明美
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６９０号
大阪府東大阪市中鴻池町３丁目８番１―801号
破産者　光建工社こと　小西　光男
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７２４号
兵庫県西宮市仁川町５丁目６番50―405号
破産者　兼田　俊次
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７３９号
大阪市東成区東中本３丁目16番15号　サニーハイツ緑橋406号、事業所所在地大阪市中央区宗右衛門町１―21
破産者　やきとりたけこと　峰岡　武志
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部